

新たな観光地域づくり補助金

福岡県では県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、誘客・旅行消費の拡大を図るため、観光関連事業者が実施する体験プログラム開発、受入環境整備及び観光消費拡大に資する事業を支援する「新たな観光地域づくり補助金」を実施しています。

申請期間

令和4年4月28日(木)から令和5年1月31日(火)

※午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く)

補助対象者

県が指定する「広域観光エリア」内で事業を実施する観光関連事業者(飲食店、土産店、観光施設等)

【広域観光エリア】

- ①宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町
- ②八女市・筑後市・広川町
- ③飯塚市・嘉麻市・桂川町
- ④行橋市・豊前市・苅田町・みやこ町・吉富町・上毛町・築上町
- ⑤久留米市・うきは市・朝倉市
- ⑥東峰村・添田町

補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内

補助上限額：200万円

補助対象事業

体験プログラム提供事業者開発支援事業

- ①体験会場の改修(無線LAN環境整備、トイレ洋式化、バリアフリー化)
- ②インバウンド対応(外国語表記の案内板設置、多言語翻訳機器設置、多言語パンフレット制作)
- ③非接触型サービスの導入(キャッシュレス機器の整備等)

エリア内の観光消費促進支援事業

- ①新規ビジネス(飲食提供、土産販売等)立ち上げに必要な新規出店(店舗新設、増設等)
- ②新商品、サービスの開発及び当該商品、サービスの提供に必要な施設整備又は物品購入
- ③イベント・キャンペーン等の新規実施または拡充

申請方法

提出物：事業計画申請書、事業計画書、その他必要な書類

詳しい申請方法やその他必要な書類については、県ホームページ、および新たな観光地域づくり補助金の交付要綱および実施要領をご確認ください。

○本補助金に関する県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r4aratanakanko-hojo.html>



<申請フロー図>

※広域観光エリア毎に設置される検討会で審査された後、承認された案件について、交付申請手続きに進みます。



新たな観光地域づくり補助金 活用事例

体験プログラム会場等の受入環境整備



ワイン直売所で新たな体験プログラム(季節のフルーツを使ったクレープ作り体験)を販売するための床改修(土間をフローリングに)



体験プログラム(果物狩りなど)を実施する観光農園内のトイレ洋式化(バイオトイレを設置)



八女中央大茶園において体験等の提供を行うためのウッドデッキ設置



体験プログラム(乗馬体験など)を提供するための柵の整備



いちご農園の案内看板および多言語パンフレットの作成



八女福島の白壁の町並み内の古民家を活用した飲食店(とんかつ、肉料理)開業のための施設改修

新規ビジネスの立ち上げ



古い公共施設(旧久留米市図書館西分館)を活用した飲食店開業のための外壁改修



体験プログラム(飯ごう食育や茶道体験と露天風呂を組み合わせたプログラムなど)販売のための露天風呂の設置



芦屋釜職人の自社工房内への物販・ギャラリースペースの整備

体験プログラム用備品購入



BBQ会場設営のための工事(排水工工事など)、備品購入(テント、ガスコンロなど)



レンタルキャンプ泊、キャンピングカー泊プラン造成のための施設整備、物品購入(キャンプ用品など)



施設利用者向けの新たなサービス販売のためのトゥクトゥク購入



アクティビティ商品(シャワーライミングなど)やBBQプラン販売のための備品購入(ヘルメット、BBQグリル、テーブルなど)



宿泊サイト(テントなど)、レクリエーション(テントサウナ、焚火など)に必要な備品購入

イベントの開催



プロモーション強化(ポスター等の作成、フリーペーパー等への記事掲載)、周遊促進のためのツール製作(スクラッチなど)

※イベント・キャンペーン等は新規実施または拡充の場合に限ります